

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金（個人事業主）への支給について

	◇ <b>現行</b> （国保加入の被用者を対象として支給：国支援）	◇ <b>拡充</b> （個人事業主を対象として支給：市支援）
傷病手当金の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 南アルプス市の国民健康保険に加入している</li> <li>② 事業主から給与の支払いを受けている</li> <li>③ 新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われ、療養のため就労することができず、給与の全部、又は一部を受け取ることができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 南アルプス市の国民健康保険に加入している</li> <li>② 個人で事業を営み<b>収入</b>を得ている （給与の支払いを受けていない事業主）</li> <li>③ 新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の診断により、療養のため一定期間事業又は業務に従事できない</li> </ul>
支給対象期間	就労ができなくなった日から起算し、4日目以降の就労ができない期間 （最長1年6月）	医師の診断により事業等に従事できない期間 （最長14日まで）
支給額の算定	直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×就労できない日数 ※1日の支給限度額有	直近1年間の事業収入÷従事日数（365日）×2/3×事業等に従事できない日数 ※1日の支給限度額有（被用者の限度額と同額）

※適用期間 令和2年1月1日から12月31日まで（国からの延長指示により対応）